

川崎市介護予防訪問サービス（生活
援助特化型）従事者養成研修機関の
指定の流れ

（愛称：かわさき暮らしサポーター）

～第5版～

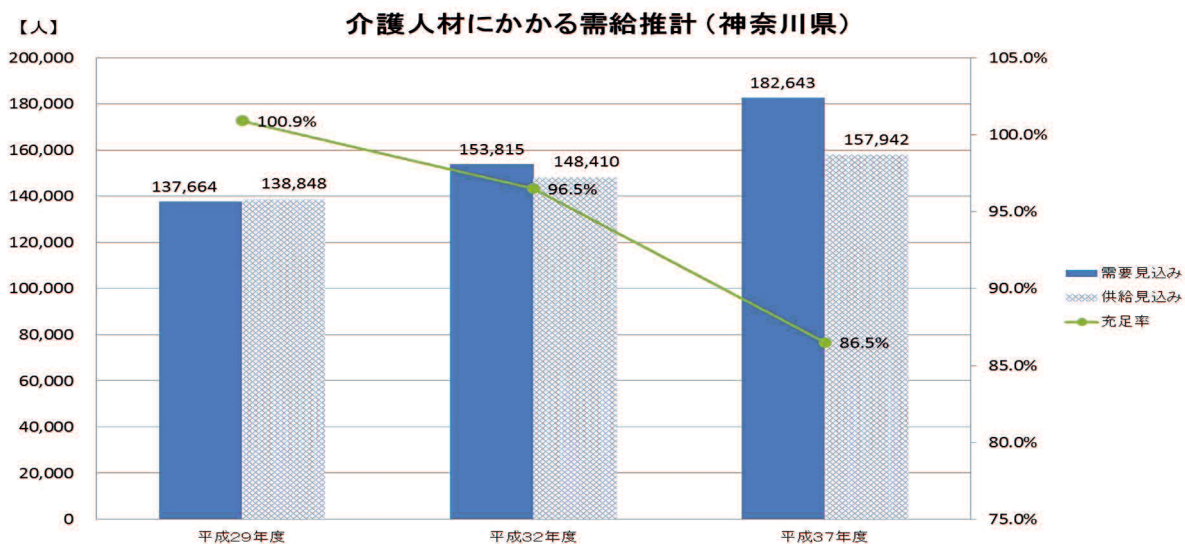
川崎市健康福祉局高齢者事業推進課

令和4年6月

かわさき暮らしサポーター養成研修

1) かわさき暮らしサポーター養成研修について

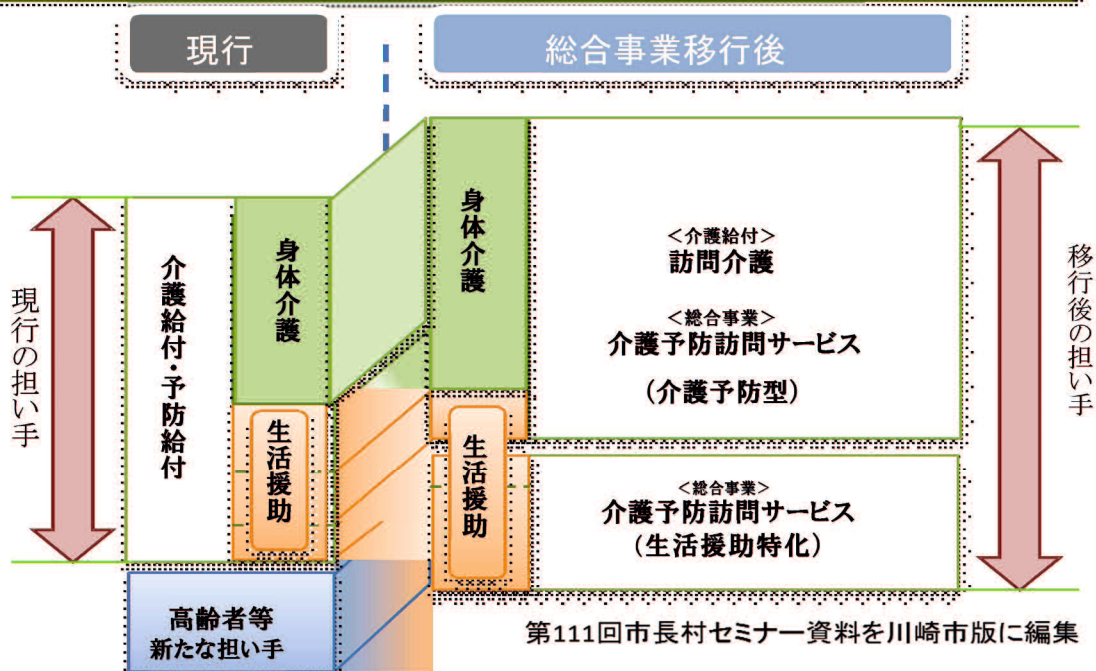
- ・将来的な介護人材の担い手不足の解消のため「川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者（愛称：かわさき暮らしサポーター）研修」制度を導入し、最低限度の知識等を習得し担い手となることで、訪問系サービスの潜在的な人材の掘り起こしの一役を担い、介護人材のすそ野を広げ、限られた人材を有効活用できる仕組みを作っていきます。



出展：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」

①担い手拡大イメージ

暮らしサポ研修の導入による担い手の拡大イメージ



かわさき暮らしサポーター養成研修

②事業者側のメリット

- ・現在の訪問介護員に加えて暮らサポ研修修了者も担い手の一役を担うことで、事業規模の拡大により事務コストの効率化。
- ・かわさき暮らしサポーター（以下「暮らサポ」という。）修了者が軽度者に対する生活援助の担い手になることにより、今後増加する生活支援ニーズに対応し、さらに現行の訪問介護員がより専門性の高い支援に重点をおくことができる。

2) 暮らサポ研修カリキュラム等について

①カリキュラムについて

領域	項目	講義の項目	内容	履修時間数
講義	1	高齢者を支える保健福祉施策	介護保険制度の動向と、介護保険外のサービスについて	40分
	2	サービス提供の基本的視点	秘密保持と人権の尊重、基本的態度、自立に向けた支援	30分
	3	介護（ホームヘルプサービス）概論	生活援助の理解	60分
	4	認知症等高齢者の特徴と対応	認知症への理解と高齢者がかかりやすい病気と特徴	80分
実技演習	5	利用者の理解とコミュニケーション	対人援助の技術と実技	60分
	6	介護技術入門	緊急時の対応方法	30分

【実習について】

介護予防訪問サービス（生活援助特化型）として、サービス提供する場合は、研修修了後採用された事業者において「指定訪問介護の生活援助中心」又は「指定介護予防訪問サービス」の同行訪問（最低2回以上かつ90分以上）及びOJT研修（60分程度）が必須になります。

かわさき暮らしサポーター養成研修

②講師の要件

- ・ 指定訪問介護事業所の管理者(項目 1・2 のみ)
- ・ 介護支援専門員(項目 1・4 のみ)
- ・ サービス提供責任者の経験を有する者
- ・ 訪問介護員で 3 年以上かつ 540 日以上の経験を有する者
- ・ 認知症介護実践者研修修了者 (項目 4 のみ)

3) 指定申請について

①研修実施機関について

指定訪問介護事業者で、研修実施機関として市の指定を受けた研修機関（法人）となります。

②指定申請の流れ等について

(1) 申請書の準備

- ・ 指定事業者になるためには、川崎市への申請が必要になります。4) 必要書類を確認し、申請書及び添付書類の作成をします。

(2) 申請書の提出

- ・ 申請は指定を受ける月の前月 15 日までに、下記③の提出先に送付してください。
※送付後、川崎市健康福祉局高齢者事業推進課（044-200-2652）に電話連絡をお願いいたします。
- ・ 指定は必ず翌月 1 日となります。

(3) 書類の不備等について

- ・ 指定を受ける月の前月 25 日までに申請書及び添付書類等で書類が不足又は記載不備等がある場合は、翌月 1 日の指定ができません。

③申請書提出先

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課メールアドレス：40kosui@city.kawasaki.jp

※件名は、「かわさき暮らしサポーター養成研修指定申請について」としてください。

かわさき暮らしサポーター養成研修

4) 必要書類について

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修 指定申請書	第1号様式
2	川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修 実施計画	参考様式1
3	指定訪問介護事業者指定通知書の写し	
4	研修実施要綱	

5) 留意点

- ・指定は法人（事業者）単位となり、それぞれの事業所ごとの申請は不要となります。
 - ・同一法人（事業者）で複数の事業所等で暮らサポ研修を実施する場合は、「研修実施要綱」の実施場所に記載してください。
 - ・当該研修には「指定訪問介護の生活援助中心」又は「指定介護予防訪問サービス」の2回の同行訪問及びOJT研修は含まれておりません。必ず、指定訪問介護事業者等に採用後同行訪問実施後サービス提供を行ってください。
- ※同行訪問及びOJT研修の記録を必ず保管しておいてください。記録が確認できない場合、同行訪問していないと判断し、報酬返還が発生する場合があります。
- ・同行訪問及びOJT研修の記録については、『かわさき暮らしサポーター研修状況確認シート』（次ページ参考様式）をご活用ください。
 - ・同行訪問の90分以上及びOJT研修の60分程度には、事前のレクチャーや振り返り等の時間も含まれます。
-

かわさき暮らしサポーター養成研修

【参考様式】

かわさき暮らしサポーター 研修状況確認シート

事業所名:

受講者名:

内容	被保険者番号	実施年月日	実施時間	実施時間数	担当者印	受講者印
同行訪問						
同行訪問						
OJT研修						

6) 実施報告について

①実績報告必要書類

- ・川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修実績報告書（第6号様式）
- ・川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修修了者名簿（参考様式2）

②提出期間

- ・4月～9月末までの研修⇒10月末まで
- ・10月～3月末までの研修⇒4月末まで

③提出先

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課メールアドレス(40kosui@city.kawasaki.jp)宛て、提出してください。
